

伊予市置き配バッグ配布事業委託業務プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

1 目的

本要領は、伊予市置き配バッグ配布事業の実施にあたり、事業の実施・運営を行う事業者を、公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により特定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 委託事業名称
伊予市置き配バッグ配布事業委託業務
- (2) 業務内容
伊予市置き配バッグ配布事業委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託料の制限
20,460,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)以内、かつ 8 割以上とする。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 25 日(水)まで

3 委託業者選定方法

本プロポーザルにより特定された者との随意契約

4 参加表明者の参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 平成 25 年以降で、地方公共団体において、本業務と同種業務を受注し、かつ、その業務を履行した実績を有する者であること(履行中も含む。)。ただし、元請けとして履行したものに限り。
- (4) 公募開始から補助金交付決定に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱(平成 17 年伊予市訓令第 79 号)又は

伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成 22 年伊予市訓令第 20 号)に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。

- (5) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、県税及び市税を完納していること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 伊予市暴力団排除条例(平成 23 年伊予市条例第 30 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であること。

5 担当部署

- (1) 担当者 伊予市産業建設部環境政策課
- (2) 所在地 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
- (3) 電話 089-982-1111
- (4) メールアドレス kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

6 本プロポーザルの参加手続き

「4 参加表明者の参加資格」を満たす者で、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり各様式、仕様書等については、市ホームページよりダウンロードすること。

市ホームページ (<https://www.city.iyo.lg.jp>)

- (1) 提出期限
令和 7 年 5 月 14 日(水)までとする。
※受付は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 提出先及び提出方法
「5 担当部署」へ郵送(必着のこと。)又は持参
※持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。
※見積書の件名は、「伊予市置き配バッグ配布事業委託業務見積書」とする。
※1 者につき 1 提案のみとする。
- (3) 提出書類
提出する書類は、次のとおりとする。
 - ア 参加表明書(様式第 1 号)
 - イ 会社概要書(様式第 2 号)
 - ウ 業務実績調書(様式第 3 号)

エ 確認資料

納税、財務状況の確認資料として、次の(ア)～(ウ)を提出するものとする。

なお、参加表明書の提出時に、伊予市競争入札参加資格審査等に関する要綱(平成24年伊予市告示第130号)第3条に規定する有資格者名簿(業務)に登録がされている者は、次の(ア)～(ウ)の提出は省略できるものとする。

- (ア) 法人登記簿謄本の写し(全部事項証明書。最近3か月以内発行のもの)
- (イ) 最新決算年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
- (ウ) 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1ヵ月以内に発行されたものに限る。)

オ 企画提案書

企画提案書は、本実施要領、仕様書及び「13 評価基準」等をよく参照した上で、作成すること。

(ア) 企画提案書の様式

a 名称

伊予市置き配バッグ配布事業委託業務企画提案書

b 様式

サイズ：A4判(A3を含む場合は片面1枚で2ページ分とする。)

ページ数：30ページ以内(図表を含む、表紙・目次・索引は含まない。)

文字サイズ：10.5ポイント以上とする。

c その他

- ・横書き両面、長編綴じ及びカラー印刷とする。ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。
- ・ページ番号を振ること。
- ・公正な内容比較を行うため、「13 評価基準」に沿った順序、項目ごとに章立てし、提案すること。
- ・本件宅配バッグの提案については、当該バッグのメーカー・型版・写真等を明記すること。

カ 見積書

全部で3枚とし、1枚目は任意様式で、伊予市置き配バッグ配布事業委託業務の見積総額を、2、3枚目は提案価格内訳書(様式第5号)を使用し、記載すること。

なお、見積額が契約限度額を越えている場合は失格とする。

7 企画提案内容

提案は、次の項目について行うこと。なお、各項目については仕様書のとおり。

- (1) 伊予市置き配バッグ配布事業委託業務（以下、「本件委託業務」という。）の内容に係る提案
 - ア 本件委託業務に適し、調達可能な置き配用の置き配バッグ（以下「本件置き配バッグ」という）の機能性の提案
 - イ 応募受付体制の構築
 - ウ 応募者の募集及び事業実施に係る効果的な広報の提案
 - エ 置き配バッグの再配達及び対面の生じにくい配付方法の提案
 - オ その他の追加提案
- (2) 業務履行能力
 - ア 進行管理
 - イ 業務実施体制（問合せ及び相談受付体制を含む。）
- (3) 見積書
- (4) 提出部数

提出物	提出部数	備考
企画提案書 社名・社判あり	1部	
社名・社判なし	6部	正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。
企画提案書を記録した電子媒体(CD-R)	1部	資料の形式は Microsoftword2010、 MicrosoftExcel2010、 MicrosoftPowerPoint2010、PDF 及びブラウザで閲覧できる形式に限る。
宅配ボックス等	1個	任意 提案予定の置き配バッグ（類似品等参考になるもの）及び付属品とする。受託候補者選考後、返却する。

※ 提出物のうち、置き配バッグについては、提出を任意とし、置き配バッグの提出がないことによる不利益は被らないものとする。

- (5) その他
 - ア 仕様書で規定する全ての内容について、提出された企画提案書に盛り

- 込まれていない場合には、同提案書は受け付けない。
- イ 企画提案書等の提出後における訂正や再提出は認めない。
- ウ 企画提案書の内容について、本市が問合せをする場合がある。

8 スケジュール

※なお、予定を変更する場合には、「5 担当部署」から関係者へ通知する。

内容	日程
実施要領（本書）の公表	令和7年4月1日（火）
質問受付期間	令和7年4月14日（月）から 令和7年4月15日（火）午後5時まで
質問回答及び公表	令和7年4月18日（金）（予定）
参加表明書等の提出	令和7年5月14日（水）
ヒアリング参加の可否	令和7年5月15日（金）予定
プレゼンテーション及び審査委員会開催	令和7年5月23日（金）予定
審査結果通知	令和7年5月27日（火）まで（予定）

9 質問及び回答

参加に係ること、提出書類、企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書（様式2）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、件名は「伊予市置き配バッグ配布事業委託業務に関する質問」とし、提出後、到達確認の電話をすること。

(1) 質問受付期間

令和7年4月14日（月）～令和7年4月15日（火）午後5時（必着）

(2) 提出先

「5 担当部署」のとおり

(3) 回答予定日及び回答方法

ア 回答予定日

令和7年4月18日（金）（予定）

イ 回答方法

問い合わせへの回答は、質問の提出日から起算して5日（最終日が休日の場合は翌開庁日）以内に、市ホームページにて公開する。

なお、回答への問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

ウ その他

(ア) 質問期間外の質問及び指定する様式・方法によらない質問は受け付

けない。

(イ) 回答に合わせ、本件に関する補足説明等を実施する場合がある。

10 受託候補者の特定等

市長は、伊予市プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。の審査を経て、本業務を委託するにふさわしい者を委託者として決定する。

(1) 委託候補者の特定

審査委員会は、「4 参加表明者の参加資格」を満たしている参加表明者について、「6(3)提出書類イ 会社概要書及びカ 見積書」に基づく書類審査及び「6(3)提出書類オ 企画提案書」に基づくヒアリングを行い、最も優れた者を委託候補者として特定する。

(2) 審査方法

審査委員会は、「13 評価基準」を基に審査を行い、評価点の合計得点が最も高い者を委託候補者として特定する。

ア 最高評価点を得た者が2者以上あった場合

最高評価点を得た者が2者以上あった場合は、「13 評価基準 評価項目2（ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価）」の合計得点により順位付け、1位となったものを特定する。

イ 前「ア」の評価後も最高評価点を得た者が2者以上あった場合

それらの者の中から、審査委員会において多数決で順位付け、1位となった者を特定する。

(3) 参加表明者が6者以上あった場合

ア 書類審査による選定

「13 評価基準評価項目1（書類審査による評価）」の合計得点により順位付け、上位5者からヒアリングを行うものとする。

イ アによる審査で5者に絞れなかった場合

アによる審査において5者以上あった場合は、「6(3)提出書類ウ業務実績調書（様式第3号）」に記載する実績数が多い者から順位付け、上位5者を選定する。

ウ ヒアリングの合否

ヒアリング参加の合否については、参加申込者が何者であっても行うものとし、「6(1) 提出期間」に記載する提出期間終了後3日以内に、参加表明者に対し、メール等で通知する。

なお、合否結果の問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 参加表明者が1者のみの場合

参加表明者が1者のみの場合であっても審査は実施し、獲得した評価点

を基に審査委員会で協議し、本業務の履行能力を有すると判断された場合は、委託候補者として特定する者とする。

(5) ヒアリング(プレゼンテーション)

ア 実施場所

愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市本庁舎内会議室

イ 実施日時

令和 7 年 5 月 23 日 (金) 予定

ウ 出席者

ヒアリングの出席者は 3 人以内とする。

エ 実施方法

(ア) 「6(3)提出書類オ企画提案書」を用いて、その内容に基づくヒアリングを実施する。

なお、追加資料の配布は認めない。

(イ) ヒアリングによる説明は 1 提案者当たり 30 分以内 (プレゼン 20 分以内、質疑応答 10 分以内) とする。ただし、機器設置準備時間は含まない。

(ウ) ヒアリングの順番は、「5 担当部署」が決定するものとする。

(エ) スクリーン、プロジェクター、VGA ケーブルは市が用意する。その他の機器については、必要に応じて各自用意するものとする。

なお、プロジェクターのケーブルは、原則として VGA ケーブルでの接続とし、パソコン等の接続は、ヒアリング参加者の責任において行うこと。

※パソコンの事前動作確認を行いたい場合は、ヒアリング開催日の 2 日前までに担当窓口申し出ること。当日、パソコンが作動しないなどトラブルがあっても、ヒアリング参加者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(オ) ヒアリングは公開とする。

(6) 審査結果は、令和 7 年 5 月 27 日 (火) まで (予定) に、下記の方法で通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

ア 市長は、委託候補者として特定した者に、その旨を書面により通知する。

イ 市長は、委託候補者として特定しなかった者に、その旨を書面により通知する。

ウ 市長は、各参加表明者の評価項目ごとの評価点数を伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp/>) 内において公表する。なお、特定されなかった者の事業者名については公表しない。

11 契約

(1) 手続きの進め方

委託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、委託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、委託候補者の特定をもって委託候補者の企画提案書等に記載された全内容承認する者ではない。

協議に置いて、必要な範囲に置いて企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

(3) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

12 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加表明者の負担とする。

(2) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、伊予市産業建設部環境政策課においてその対応を決定する。

(4) 企画提案書等に用いる言語、通貨、単位については、それぞれ日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 企画提案書等提出されたもの一式（置き配バッグを除く。）については返却しない。なお、企画提案書等は当該選考以外の目的で企画提案参加者に無断で使用しないものとする。

(6) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は企画提案参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、市は提案物の全部又は一部を使用できるものとする。

(7) 企画提案書等の作成のために市が提供した全ての資料は、市に返却することとし、その内容について市の了解を得ないで公表及び使用してはならない。

(8) 提出された企画提案書等は、原則として公表しない。ただし、伊予市情報

公開条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。

- (9) 提案内容の記述が特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、企画提案参加者が負うものとする。
- (10) 企画提案書等に虚偽の記載がある場合やその他選考に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合は失格とする。

13 評価基準

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

区分	評価項目	評価内容	配点		
評価項目1 (書類審査による評価)	(1)「6(3)提出書類ウ」の実績数の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式第3号」の実績について評価 本業務と同種業務の受託（平成25年以降のもの）実績の総数が5件以上は良好、1件以上5件未満は普通、1件未満は不十分とする。なお、業務受注実績は1契約を1件とするものとする。 	良好	5	
	(2)「6(3)提出書類ク」の提示額の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の総額の評価 配点 5点×参加表明者提示額の最低価格/当該参加表明者の提示価格により評価点を求める。なお、評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示するものとする。 			
評価項目2 (ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価)	(1)業務委託内容の評価	置き配バッグの機能性 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性 ・撥水性、汚れにくさ ・折り畳み時の形状 ・使いやすさなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・盗難防止の機能がある。 ・置き配バッグ本体の撥水性があり、配達された荷物が濡れにくい。 ・置き配バッグ本体が汚れにくい又は汚れを落としやすく配達された荷物が汚れにくい。 ・置き配バッグの設置にあたり、スペースを取らない。 ・初めて置き配バッグを使用する者でも簡単に設置し、使用できる。 ・配達員の目に留まりやすい工夫がある。 ・説明書がある、鍵を閉めやすい、広げやすい等、配達員が荷物を入れやすい。 	極めて良好	5
			良好	4	
			普通	3	
			やや不十分	2	
			不十分	1	
	(2)業務履行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・応募受付 ・広報 ・配布方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募フォームについて、入力しやすい仕様となっている。 ・WEB応募以外の対応方法が具体的に記載されている。 ・置き配バッグの普及促進に向けた効果的な情報が盛り込まれている。 ・置き配バッグを使ってみたくなる魅力的な広報となっている。 ・2種類の広報における具体的な媒体、内容、活用方法と見込まれる効果について具体的に提案されている。 ・本件置き配バッグの配付にあたり、再配達及び対面の生じにくい配付方法が提案されている。 	極めて良好	5
				良好	4
				普通	3
				やや不十分	2
				不十分	1
	(3)プレゼンテーションへの評価	プレゼンテーションについて、本業務に対し、積極的に取り組み姿勢、分かりやすい説明、熱意が感じられる場合などを優位に評価する。	極めて良好	5	
			良好	4	
			普通	3	
			やや不十分	2	
			不十分	1	

様式第1号

参加表明書

年 月 日

伊予市長 様

(申請者)

所在地

会社名

代表者職・氏名

印

(担当者)

担当部署

氏名

電話番号

FAX

E-mail

伊予市置き配バッグ配布事業委託業務プロポーザルについて、関係書類を添えて参加表明します。

なお、伊予市置き配バッグ配布事業委託業務プロポーザル実施要領に定める参加資格を全て満たした者であることを誓い、参加表明します。

様式第2号

会 社 概 要 書		
商 号 又 は 名 称		
本 社 所 在 地		
契 約 事 業 所 名 ・ 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有 り (上 場) ・ な し	
社 員 数	技 術 系	人
	そ の 他	人
	合 計	人
そ の 他 ()		
備 考		

注) 令和7年4月1日時点で記入

様式第3号

業 務 実 績 調 書			
業 務 名	発 注 者	業 務 内 容	実 施 期 間
			年 月～ 年 月
※ 業務内容は、主たる業務内容を記入 ※ 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。 ※ 平成25年度から令和7年3月末までに地方公共団体で受注した、本業務と同種業務の受注実績を記入し、その業務の契約書の写しを添付すること。			

様式第4号

提案価格内訳書

参加表明者名称 _____

業務名称 _____

単位：円

大項目		中項目（作業項目）		小項目	単価	数量	単位	金額	
1	人件費	1		業務責任者			人日		
				担当者			人日		
		2		業務責任者			人日		
				担当者			人日		
		3		業務責任者			人日		
				担当者			人日		
		4	その他						
		2	事業費	1					
2	その他								
3	その他必要経費	1	管理費						
4	消費税及び地方消費税								
合 計									

※合計金額は、総額を記載した見積書と一致すること。

様式第6号

年 月 日

伊予市長 武智 邦典 様

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者

辞 退 届

年 月 日付で申し込んだ伊予市置き配バッグ配布事業委託業務プロポ
ーザルへの参加について、都合により辞退したいので届け出ます。

質 問 書

伊予市置き配バッグ配布事業委託業務プロポーザルの実施要領、業務内容等について、次の項目を質問いたします。

文 書	頁	質 問 事 項

※「文書」欄には、実施要領又は仕様書の別を記入すること。

※記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して使用すること。

会 社 名	
担 当 部 署	
担 当 者	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

送信先：伊予市産業建設部環境政策課
電話：089-909-6338（直通）
E-mail：kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp